(b)　一以上のミルクの天然の組成分（例えば、酪酸グリセリド）を他の物質（例えば、オレイン酸グリセリド）で置き換えることによつてミルクから得た物品（第19.01項及び第21.06項参照）						［新規］			
(c)　［略］						(b)　［同左］			
号注						号注			
［略］						［同左］			
［略］						［同左］			
第５類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）						第５類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）			
注						注			
１～３　［略］						１～３　［同左］			
４　この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。第05.11項には、馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）を含む。						４　この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。			
［略］						［同左］			
08.01 ～ 08.04		［略］				08.01 ～ 08.04		［同左］			
08.05		かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）				08.05		かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
0805.10		［略］				0805.10		［同左］			
0805.20	000	―マンダリン、タンジェリン及びうんしゆうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種				0805.20	000	―マンダリン、タンジェリン及びうんしゆうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種			ＫＧ
0805.21	000	――マンダリン、タンジェリン及びうんしゆうみかん			ＫＧ						
0805.22	000	――クレメンタイン			ＫＧ						
0805.29	000	――その他のもの			ＫＧ						
0805.40 ～ 0805.90		［略］				0805.40 ～ 0805.90		［同左］			
08.06 ～ 08.14		［略］				08.06 ～ 08.14		［同左］			
［略］						［同左］			
12.01 ～ 12.10		［略］				12.01 ～ 12.10		［同左］			
12.11		主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）				12.11		主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）			
1211.20 ～ 1211.40		［略］				1211.20 ～ 1211.40		［同左］			
1211.50	000	―麻黄			ＫＧ			［新規］			
1211.90		［略］				1211.90		［同左］			